(人指 抄員定 地 設域 及着 び型 運サ Ĭ [平一八・三・一四 関 Ż する の ,る業準の

取終改正 令三厚労令一

げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基サービスの事業に係る法第七十八条の四第三項サービスの事業に係る法第七十八条の四第三項生労働省令で定める基準及び指定地域密着型生労働省会で定める基準及び指定地域密着型 第一条 共生型地域密着型サービスの事業に 介護保険法(平成九年法律第百二十三号。 以係 下

に限る。)及び第三十七条の二第一号の規定に一条(第三十七条の三において準用する場合一条(第三十七条の三において準用する場合いて市町村(特別区を含む。以下同じ。)が条いをでいるにより、同条第二項第一号に掲げる事項につにより、同条第二項第一号の規定の一、法第七十八条の二の二第一項第一号の規定 おいて準用する場合に限る。)、第三条の三十る。)、第三条の三十の二(第三十七条の三において準用する場合に限(第三十七条の三において準用する場合に限る)。第三条の八 き基準 第三条の七第一項(第三十七条の三いて市町村が条例を定めるに当たって従うべにより、同条第二項第四号に掲げる事項につ 法第七十八条の二の二第一項第二号 第三条の七第一項 Ó

> 三において準用する場合に限る。)の規定によ 場合に限る。) 及び第三十五条 三において準用する場合に限る。)、 限 (る。)、第三条の三十八の二 (第三十七条の三において準用する (第三十七条の 第三十 第三十三 七七条

条及び附則第十七条の規定による基準 第二条、附則第三条、附則第五条、附則第六百七十一条から第百七十三条まで並びに附則 第八項、第百六十七条第二項及び第三項、第おいて準用する場合を含む。)、第百六十三条 九条第七項、第百四十六条(第百六十九条に第百三十一条(第十四項を除く。)、第百三十 ら第九十二条まで、第百十条、第百十一条、 第六十三条から第六十五条まで、第九十条か で、第四十三条、第四十五条、第四十七条、 条、第四十条、第四十条の二、第四十二条第 三条の四、第三条の五、第三条の四十一第一 が条例を定めるに当たって従うべき基準 条第三項第一号に掲げる事項について市 項から第三項まで及び第五項から第七項ま 法第七十八条の四第一項の規定により、 第六条、第七条、 第二十条、第二十 前村同

第百六十条第一項第一号イ(3)、 及び第四項、 第九十三条第二項 限る。) 及び第二項、第六十七条第一 四十条の四第一項(専用の部屋に係る部 が条例を定めるに当たって従うべき基準 第条第三項第二号に掲げる事項について市町村【 法第七十八条の四第二項の規定により、同 室に係る部分に限る。) 及び第二項第二号 第百三十二条第一項第一号ロ、 第二項(居室に係る部分に限る。) 第百七十 項 (宿 大口、 D, 分に Ŧi.

(第三十七条の三において準用する場合に

項第二号ロ並びに附則第十二条第一項の規定 項 (宿泊室に係る部分に限る。)及び第二

四十二条第四項及び第四十六条第 条第三項第三号に掲げる事項について市町法第七十八条の四第二項の規定により、 による基準 が条例を定めるに当たって従うべき基 一項 準 0 町 規 定第村同

六 法第七十八条の四第二項 期巡回 第三十七条、 三条の二十五(第十八条において準用する場 三条の七第一項(第十八条、第三十七条、 が条例を定めるに当たって従うべき基 八条、第百八条、 おいて準用する場合を含む。)、第三条の三十 五十七条、第百六十九条及び第百八十二条に 第八十八条、第百八条、第百二十九条、第百 合を含む。)、第三条の三十の二(第十八条、 問看護報告書の提出に係る部分を除く。)、第 準用する場合を含む。)、第三条の二十三 (定 条、第百六十九条及び第百八十二条において 八条、第三十七条、第四十条の十六、第六十 て準用する場合を含む。)、第三条の八 (第十 七条、第百六十九条及び第百八十二条にお 六十一条、第八十八条、第百八条、第百五十 条第三項第四号に掲げる事項について市 二条において準用する場合を含む。)、 一第三項(第十八条において準用する場合を 一条、第八十八条、第百八条、第百五十七 ・随時対応型訪問介護看護計画及び訪 四十条の十六、第六十一条、 第三条の三十三 (第十八条、 第四十条の十六、第六十一条、 、第百二十九条及び第百八十の二十三(第十八条、第八十 Ó 規定により、 前 第第村同 1)

第六十一条、第八十八条、第百八条、第百二 条、第百二十九条及び第百八十二条において の三十八(第十八条、 -用する場合を含む。)、第三条の三十八の二 第三十七条、第四十条の十六、 第八十八条、 第 百

条、第百二十九条及び第百八十二条において条の十六、第六十一条、第八十八条、第百八除く。)に限る。)、第三十三条第二項(第四十計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を から第三項まで、第百十四条第一項及び第二まで、第九十九条第二項、第百十三条第一項十八条第二項、第九十七条第五項から第七項 条の二、第七十三条第五号及び第六号、第七合を含む。)、第四十条の五第一項、第五十九合を含む。)、第四十条の五第一項、第五十九条の十六及び第六十一条において準用する場 準用する場合を含む。)、第三十五条(第四十 る部分(定期巡回・随時対応型訪問介護看護 第三条の四十一第二項(第三条の二十三に係 百八十二条において準用する場合を含む。)、 十九条、第百五十七条、第百六十九条及び第

宅介護報告書の提出に係る部分を除く。)の

第百 が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 条第三項第五号に掲げる事項について市 第四十条の三、第六十六条、第九十三条第5条例を定めるに当たって標準とすべき基準本第三項第五号に掲げる事項について市町村法第七十八条の四第二項の規定により、同法第七十八条の四第二項の規定により、同 項及び第二項 (居室に係る部分を除く。)、 四条並びに附則第七条の規定による

以外のもの 令に定める基準のうち、前各号に定める基準 を定めるに当たって参酌すべき基準 この省掲げる事項以外の事項について市町村が条例 第二項の規定により、 は第二号又は第七十八条の四第一項若しくは 第二項各号又は第七十八条の四第三項各号に 法第七十八条の二の二第 法第七十八条の二の二 項 第一 号若しく

第二条 この省令において、 語の意義は、 による。 それぞれ当該各号に定めるところ自令において、次の各号に掲げる用

う者をいう。 四項に規定する地域密着型サー 地域密着型サービス事業者 法第八条第十 ビス事業を行

指定地域密着型サービス事業者又は指定地

いて準用する場合を含む。)、第百五十一条第条第八項、第百四十五条(第百六十九条にお 三十七条第四項から第六項まで、第百三十九項、第百十八条第四項から第六項まで、第百

二第一項に規定する指定地域密着型サービス なる費用に係る対価をいう。 る地域密着型介護サービス費 利用料 業者又は指定地域密着型サービスをいう。 「密着型サービス それぞれ法第四十二条の 法第四十二条の二第一項に規定す の支給の対象と

2

能型居宅介護計画及び看護小

規模多機能

Щ

域密着型介護サービス費用

基準

額 法 第 第六号並びに第百七十八条(看護小規模多機 第百六十二条第六項から第八項まで並びに第 百六十九条において準用する場合を含む。)、 て準用する場合を含む。)、第百五十五条(第 含む。)、第百五十三条 (第百六十九条におい 二項(第百六十九条において準用する場合を

第百七十七条第五号及び

する。)をいう。 指定地域密着型サービスに要した費用 大臣が定める基準により算定した費 四十二条の二第二項各号に規定する厚生 に要した費用の額を超えるときは、 (その額が現に当該指定地域密着型サー 当該現に 角 0 額と の額 一労働 ・ビス

ビスをいう。 型介護サービス費に係る指定地域密着型サー ビス事業者に支払われる場合の当該地域密着 費が利用者に代わり当該指定地域密着型サー 第六項の規定により地域密着型介護サービス 法定代理受領サービス 法第四十二 二条の二

六 共生型地域密着型サービス 二第一項本文の指定を受けた者による指定地の二の二第一項の申請に係る法第四十二条の 域密着型サービスをいう。 法第七十八

該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員が勤務すべき時間数で除することにより、当延時間数を当該事業所において常勤の従業者延時間数を当該事業所の従業者の勤務 数に換算する方法をいう。

(指定地域密着型サービスの事業の一般原)

第三条 指定地域密着型サービス事業者は、 ない。 場に立ったサービスの提供に努めなければなら 者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立 利用

同じ。)その他 地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事は、地域との結び付きを重視し、市町村、他の 密着型サー 指定地域密着型サービス事業者は、 (居宅サービス事業を行う者をいう。 ビスの事業を運営するに当たって密着型サービス事業者は、指定地域 の保健医療サービス及び福祉サー 以下

3 修を実施する等の措置を講じなければならなの整備を行うとともに、その従業者に対し、研人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制 ビスを提供する者との連携に努めなけ ればなら

4 密着型サービスを提供するに当たっては、法第指定地域密着型サービス事業者は、指定地域 に行うよう努めなければならない。 情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効 [十八条の二第一項に規定する介護保険等関連

章の二 定期巡回・随時対応型訪問 護看護

基本方針等

第三条の二 し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問にいている。 基本方針 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(以下「指三条の二 指定地域密着型サービスに該当する ならない。 心身の機能の維持回復を目指すものでなければ 援助を行うとともに、その療養生活を支援し、 いて生活を送ることができるようにするため の緊急時の対応その他の安心してその居宅にお の居宅において、その有する能力に応じ自立し も、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りそ の事業は、要介護状態となった場合において 定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。)

のとする ては、次の各号に掲げるサービスを提供するも 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護にお

という。) 者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話 以下この章において同じ。)が、 任者研修課程を修了した者に限る。)をいう。 法第八条第二項に規定する政令で定める者 訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型 十二条の二十三第一項に規定する介護職員初 第三十六号。以下「施行規則」という。)第二 (以下この章において「定期巡回サービス」 (介護保険法施行規則 (平成十一年厚生省令 定期的に利用

二 あらかじめ利用者の心身の状況、その置 この章において「随時対応サービス」とい よる対応の要否等を判断するサービス(以下 聴覚士をいう。以下この章において同じ。)に 准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語 の訪問若しくは看護師等(保健師、 容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等 者又はその家族等からの通報を受け、通報内 れている環境等を把握した上で、随時、 看護師、 利 用か

養上の世話又は必要な診療の補助 て看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療 期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部とし 章において「随時訪問サービス」という。) を訪問して行う日常生活上の世話(以下この 判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅 法第八条第十五項第一号に該当する指定定 随時対応サービスにおける訪問の要否等の (以下この

第三条の三

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

前条に規定する援助等を行うため

章において 「訪問看護サービス」という。) 人員に関する基準

(定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護従業者の員

第三条の四 時対応型訪問介護看護事業者」という。)が当該看護の事業を行う者(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護 対応型訪問介護看護事業所」という。)ごとに置事業を行う事業所(以下「指定定期巡回・随時 問介護看護従業者」という。)の職種及び員 くべき従業者(以下「定期巡回・随時対応型訪 次のとおりとする。

な数以上 間帯(以下この条において「提供時間帯」と 巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時 いう。)を通じて一以上確保されるために必要 いう。以下この章において同じ。) 指定定期 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者を 利用者又はその家族等からの通報に対応する オペレーター(随時対応サービスとして、

一 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 数以上 通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切 に定期巡回サービスを提供するために必要な 交

三 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 に当たる訪問介護員等が一以上確保されるた供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供 めに必要な数以上 提

員数 げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める 保健師、 看護師又は准看護師 (以下この

イ

四 訪問看護サービスを行う看護師等

次に掲

章において「看護職員」という。) 理学療法士、作業療法士又は言語聴 常 勤 換

2 厚生労働大臣が定める者(以下この章において 「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他 業所の実情に応じた適当数 指定定期巡回·随時対応型訪問 ||介護 護

5

てなければならない。ただし、利用者の処遇に

とができる。 業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十サービス提供責任者(指定居宅サービス等の事 上)従事した経験を有する者をもって充てるこ 厚生労働大臣が定めるものにあっては、三年以 提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に一年以 ビス等基準」という。)第五条第二項のサービス 一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サー の看護職員との連携を確保しているときは、 て、看護師、介護福祉士等又は第一項第四号イ 支障がない場合であって、提供時間帯を通じ (特に業務に従事した経験が必要な者として

3 オペレーターのうち一人以上は、常勤の 介護福祉士等でなければならない。 看 護

一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以一項に規定する指定訪問介護事業所の定期巡回サービス若し型訪問介護看護サービス、同一敷地内の指定訪問の護看護事業所の定期巡回サービス若し壁がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応 下 ビス等基準第六十条第一項に規定する指定訪問 なければならない。ただし、利用者の処遇に支 オペレーターは専らその職務に従事する者で 同じ。)、指定訪問看護事業所(指定居宅サー

> 通報を受け付ける業務に従事することができ おいて同じ。)の職務又は利用者以外の者からの 間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条に問介護事業所 (第六条第一項に規定する指定夜看護事業所をいう。) 若しくは指定夜間対応型訪

看

かわらず、当該施設等の職員をオペレーターと処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかがある場合において、当該施設等の入所者等の所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等 して充てることができる。 条第四項第一号及び第百三十一条第十二項 る指定短期入所生活介護事業所をいう。第六 サービス等基準第百二十一条第一項に規定す 指定定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業 いて同じ。) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅

る指定短期入所療養介護事業所をいう。第六サービス等基準第百四十二条第一項に規定す 条第四項第二号において同じ。) 指定短期入所療養介護事業所(指定居宅

三 指定特定施設(指定居宅サービス等基準第

百七十四条第一項に規定する指定特定施設を

において同じ。) 居宅介護事業所をいう。第六条第四項第四号十三条第一項に規定する指定小規模多機能型 いう。第六条第四項第三号において同じ。) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第六

号、第四十五条第一項、第同生活介護事業所をいう。 九十条第一項に規定する指定認知症対応型共一指定認知症対応型共同生活介護事業所(第 第四十六条、 第六条第四項第五 第六十

> 条において同じ。) 三条第六項、第六十四条第三項及び第六十五

六 指定地域密着型特定施設 四十六条第一項及び第六十三条第六項にお 第六条第四項第六号、第四十五条第一項、第 に規定する指定地域密着型特定施設をいう。 (第百九条第一

四十五条第一項、第四十六条第一項及び第六人福祉施設をいう。第六条第四項第七号、第 十三条第六項において同じ。) 十条第一項に規定する指定地域密着型介護老 指定地域密着型介護老人福祉施設 (第百

規模多機能型居宅介護事業所をいう。第六条(第百七十一条第一項に規定する指定看護小人、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 第四項第八号及び第四章から第七章までにお いて同じ。)

介護老人保健施設 指定介護老人福祉施設

十一 健康保険法等の一部を改正する法律 二第一項の規定によりなおその効力を有する ものとされた同法第二十六条の規定による改 定介護療養型医療施設」という。) 規定する指定介護療養型医療施設 保険法」という。)第四十八条第一項第三号に 正前の介護保険法(以下「平成十八年旧介護 成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の (以下「指

6 がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問ければならない。ただし、利用者の処遇に支障 ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でな 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、

十二 介護医療院

ができる。間対応型訪問介護事業所の職務に従事すること間対応型訪問介護事業所の職務に従事すること問対応型訪問介護事業所若しくは指定夜

12

- 7 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第四項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問かービスの提供に支障がないときは、第一項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問サービスの提供に支障がないときは、第一項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対するを置いる場合は、第四項本文とができる。
- る 看護職員のうち一人以上は、常勤の保健師又は看護師(第三条の二十三第一項及び第三条の二十四において「常勤看護師等」という。)でなければならない。
 日 看護職員のうち一人以上は、提供時間帯を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 東業者との連絡体制が確保された者でなければ
 ままる。
 ままるの連絡体制が確保された者でなければ
 ままるの連絡体制が確保された者でなければ
 ままる。
 まるとの連絡体制が確保された者でなければ
 ままるとの連絡体制が確保された者でなければ
 ままるとの連絡体制が確保されば
 ままるとの連絡体制が確保された者でなければ
 ままるとの連絡体制が確保された者でなければ
 ままるとの連絡体制が確保された者でなければ
 ままるとの連絡体制が
 ままるとのを表えるとの連絡体制が
 ままるとの連絡体制が
 ままるとの連絡体制が
 ままるとの連絡体制が
 ままるとの連絡体制が
 ままるとのを表えるとの連絡体制が
 ままるとのを表えるとのまるとのを表えると
- (以下この章において「計画作成責任者」という。 (以下この章において「計画作成責任者」という。 特定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等のこ十四第一項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 (以下この章において「計画作成責任者」という。

準第五十九条に規定する指定訪問看護をいう。 項第四号イに規定する基準を満たしているも 巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第一 条第四項に規定する基準を満たしているものと とき及び第百七十一条第十四項の規定により同 する基準を満たしているものとみなされている 員に関する基準を満たすとき(同条第五項の規 体的に運営されている場合に、指定居宅サービ 以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一 の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基 かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、 基準第六十条第一項に規定する指定訪問看護事 者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等 う。)としなけ みなされているときを除く。)は、当該指定定期 定により同条第一項第一号イ及び第二号に規定 ス等基準第六十条第一項第一号イに規定する人 指定定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業 ればならな

、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本第四節 運営に関する基準

とみなすことができる。

取扱方針

第三条の二 指定定期巡回・随時対応型訪問介第三条の二 指定定期巡回・回時対応サービスについては、利用者が安心してその居宅において生活を送るの随時の通報に適切に対応して行うものとし、計画的に行うとともに、随時対応サービスし、計画的に行うとともに、随時対応サービスとができるようにしなければならない。

- 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対 を型訪問介護看護の質の評価を行い、それらの 応型訪問介護看護の質の評価を行い、それらの に変期巡回・随時対応型訪問介護看護事業

2

第一節 基本方針等第一節 基本方針等

(本方針)

第四条 指定地域密着型サービスに該当する夜間 対応型訪問介護(以下「指定夜間対応型訪問介 護」という。)の事業は、要介護状態となった場 合においても、その利用者が可能な限りその居 宅において、その有する能力に応じ自立した日 常生活を営むことができるよう、夜間におい て、定期的な巡回又は随時通報によりその居 宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊 急時の対応その他の夜間において安心してその 居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊 急時の対応その他の夜間において安心してその 居宅において生活を送ることができるようにす るための援助を行うものでなければならない。 (指定夜間対応型訪問介護)

第五条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護(以下この章において「定期巡回サービス」とい下この章において「定期巡回サービス」とい下この章において「定期巡回サービス」とい下この章において「定期巡回サービス」という。)、あらかじめ利用者の心身の状況、その置う。)、あらかじめ利用者の心身の状況、その置う。)、あらかじめ利用者の心身の状況、その置う。)、あらかじめ利用者の居者を表した。

いう。)を提供するものとする。 随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護置いている事務所をいう。以下同じ。)等からの 号に規定するオペレーションセンター従業者を センターサービスを行うための次条第一項第一 及びオペレーションセンター(オペレーション じ。) の訪問の要否等を判断するサービス(以 「オペレーションセンターサービス」という。) (以下この章において「随時訪問サービス」と

い。ただし、定期巡回サービスを行う訪問介護施地域内に一か所以上設置しなければならな2 オペレーションセンターは、通常の事業の実 ことが可能であると認められる場合は、オペ レーションセンターを設置しないことができ にオペレーションセンターサービスを実施する 員等が利用者から通報を受けることにより適切

(訪問介護員等の員数) 人員に関する基準

2

第六条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者 かないことができる。 きオペレーションセンターを設置しない場合に る。ただし、前条第二項ただし書の規定に基づ という。)の職種及び員数は、 き従業者(以下「夜間対応型訪問介護従業者」 対応型訪問介護事業所」という。)ごとに置くべ う。)が当該事業を行う事業所(以下「指定夜間 (以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」とい 次のとおりとす

間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける オペレーションセンター従業者 (指定夜間対応型訪問介護を提供する時 オペレー

> ために必要な数以上 業務に当たる従業者をいう。以下この章にお)他の業務を行う者として一以上確保される.て同じ。)として一以上及び利用者の面接そ

- 必要な数以上 に適切に定期巡回サービスを提供するために は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、 期巡回サービスを行う訪問介護員等の員 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 利 崩 者数定
- は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数一 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随 な数以上 訪問介護員等が一以上確保されるために必要 帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる
- るものにあっては、三年以上)サービス提供責 した経験が必要な者として厚生労働大臣が定め保しているときは、一年以上(特に業務に従事 場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供ならない。ただし、利用者の処遇に支障がない 厚生労働大臣が定める者をもって充てなければ オペレーターは、看護師、介護福祉士その他 任者の業務に従事した経験を有する者をもって する時間帯を通じて、これらの者との連携を確 充てることができる。
- 3 訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問 なければならない。ただし、利用者の処遇に支 障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業 からの通報を受け付ける業務に従事することが オペレーターは専らその職務に従事する者で

施設等の儀員をする、
に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない。
当該施設等の入所者等の処遇に支障がない。
という、当該施設等の人所者等の処遇に支障がない。 ができる。
施設等の職員をオペレーターとして充てること

指定短期入所生活介護事 業所

指定短期入所療養介護事業所

指定特定施設

指定地域密着型特定施設 指定認知症対応型共同生活介護事業所指定小規模多機能型居宅介護事業所

十十九八七六五四三 指定介護老人福祉施設 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

指定地域密着型介護老人福祉施設

介護老人保健施設 指定介護療養型医療施

十二 介護医療院

- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、 訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所 ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でな ができる。 応型訪問介護看護事業所の職務に従事すること
- 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利 規定にかかわらず、 するオペレーションセンターサービスの提供に 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対 サービスに従事することができる。 支障がない場合は、 オペレーターは、 第三項本文及び前項本文の 随時訪問

できる。

を 随 定 サービスに従事している場合において、 第一項の規定にかかわらず、随時訪問サービス 行う訪問介護員等を置かないことができる。 時訪問サービスの提供に支障がないときは、 夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する 項の規定によりオペレーター が随 当該指

(指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針) 運営に関する基準

2 第九条 指定夜間対応型訪問介護は、定期巡 対応して行われるものとし、利用者が夜間におについては、利用者からの随時の通報に適切にションセンターサービス及び随時訪問サービス サービスについては、利用者の要介護状態の軽充条 指定夜間対応型訪問介護は、定期巡回 提供する指定夜間対応型訪問介護の質の評価を指定夜間対応型訪問介護事業者は、自らその ができるものでなければならない。 いて安心してその居宅において生活を送ること 定し、計画的に行われるとともに、オペレー 減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設 い、常にその改善を図らなければならない。

第二章の二 地域密着型通所介護 基本方針

及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話持又は向上を目指し、必要な日常生活との世話が、その利用者が可能な限りその 第一九条 指定地域密着型サービスに該当する 的 介 域密着型通所介護(以下「指定地域密着型通 、護」という。)の事業は、要介護状態となった、密着型通所介護(以下「指定地域密着型通所介護(以下「指定地域密着型通所 孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利

> るものでなければならない。 者の家族の身体的及び精神的 負担 0 軽

減 を図

用

人員に関する基

従業者の員数

第二〇条 数は、次のとおりとする。 域密着型通所介護事業所」という。)ごとに置く 者(以下「指定地域密着型通所介護事業者」と て「地域密着型通所介護従業者」という。)の べき従業者(以下この節から第四節までにおい いう。)が当該事業を行う事業所 (以下「指定地 指定地域密着型通所介護の事業を行

帯の時間数で除して得た数が一以上確保され指定地域密着型通所介護を提供している時間 通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型介護の単位ごとい、専ら当該指定地域密着型通所「看護職員」という。) 指定地域密着型通所 るために必要と認められる数 限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に 提供している時間帯に生活相談員(専ら当該供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護の提生活相談員 指定地域密着型通所介護の提 看護師又は准看護師(以下この章において

機能訓練指導員

三 介護職員 ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供一 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位 が域 している時間帯に介護職員(専ら当該指定地 こて得た数が利用者(当該指定地域密着型 (において「提供単位時間数」という。)で除 密着型通所介護を提供している時間数(次 密着型通所介護の提供に当たる者に限る。) 務している時間数の合計数を当該指定地

保されるために必要と認められる数

が十五人までの場合にあっては一以上、十五者。以下この節及び次節において同じ。)の数型通所介護又は当該第一号通所事業の利用 上確保されるために必要と認められる数 分の数を五で除して得た数に一を加えた数以 人を超える場合にあっては十五人を超える部 あっては、当該事業所における指定地域密着 所において一体的に運営されている場合に の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業 併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護 めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を 防通所介護に相当するものとして市町村が定 正前の法第八条の二第七項に規定する介護予 成二十六年法律第八十三号)第五条による改 るための関係法律の整備等に関する法律(平 おける医療及び介護の総合的な確保を推進す 第一号ロに規定する第一号通所事業(地 (介護事業者が法第百十五条の四十五 一以 £ 第一

2 域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域らず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地下である場合にあっては、前項の規定にかかわ下である場合にあっては、前項の規定にかかわ している時間数の合計数を提供単位時間数で除着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密 密着型通所介護を提供している時間帯に看護職 この節から第四節までにおいて同じ。)が十人以 ることができる利用者の数の上 て同時に指定地域密着型通所介護の提供を受け 員(当該指定地域密着型通所介護事業所におい して得た数が一以上確保されるために必要と認 当該指定地域密着型通所介護事業所の利 限をいう。以下 用

められる数とすることができる 指定地域密着型通所介護事業者は、

3 地域密着型通所介護に従事させなければならな 密着型通所介護の単位ごとに、第一項第三号 護職員 ·項において同じ。)を、常時一人以上当該指定 2、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第 (前項の適用を受ける場合にあって 指定地 の域

指定地域密着型通所介護であってその提供が同前各項の指定地域密着型通所介護であってその提供が同 時に一又は複数の利用者に対して一体的に行 して従事することができるものとする。 の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員と !員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護 るものをいう。

訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域を営むのに必要な機能の減退を防止するためのを営むのに必要な機能の減退を防止するための第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活 とができるものとする。 密着型通所介護事業所の他の職務に従事するこ

8 つ 事 所 0) 号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者 以上は、常勤でなければならない。 第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人 指定地域密着型通所介護事業者が第一項第 いては、市町村の定める当該第一号通所事業 指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通 人員に関する基準を満たすことをもって、前 業所において一体的に運営されている場合に 介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の

すことができる

項に規定する基準を満たしているものとみな

4

護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介

ビスを提供する場合に限る。)には、

当該サービ

及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサー

(設備及び備品等) 設備に関する基準

第二二条 有するほか、消火設備その他の非常災害に際し 提供に必要なその他の設備及び備品等を備えな て必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の ればならない。 機能訓練室、 指定地域密着型通所介護事業所は、 静養室、相談室及び事務室を 食

前項に掲げる設備の基準は、 次のとおりとす

2

食堂及び機能訓練室

た面積以上とすること。 は、三平方メートルに利用定員を乗じて得 広さを有するものとし、その合計した面積 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な

ことができる。 できる場合にあっては、同一の場所とする う際にはその実施に支障がない広さを確保 ない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行 は、食事の提供の際にはその提供に支障が イにかかわらず、食堂及び機能訓 練室

2

3 密着型通所介護の提供に支障がない場合は、 ばならない。ただし、利用者に対する指定地域 着型通所介護の事業の用に供するものでなけ の限りでない。 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密 容が漏えいしないよう配慮されていること。 相談室 遮へい物の設置等により相談の内 ħ

> 5 行った市町村長に届け出るものとする。 スの内容を当該サービスの提供の開始前に当該 定地域密着型通所介護事業者に係る指定を

る場合については、市町村の定める当該第一号が同一の事業所において一体的に運営されてい密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業と を満たしているものとみなすことができる。 もって、第一項から第三項までに規定する基準 通所事業の設備に関する基準を満たすことを 定事業者の指定を併せて受け、かつ、 **足事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域項第三号に規定する第一号通所事業に係る指** 指定地域密着型通所介護事業者が第二十条

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針) 第四節 運営に関する基準

第二五条 指定地域密着型通所介護は、利用 う、その目標を設定し、計画的に行われなけ ばならない。 要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよ 四者の ħ

提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を 指定地域密着型通所介護事業者は、 常にその改善を図らなければならない。 自らその

第六節 指定療養通所介護の事業の基本 方針並びに人員、 設備及び運営

に関する基準 この節の趣旨及び基本方針

第三八条 第一節から第四節までの規定にかかわ (この節の趣旨) 介護であって、難病等を有する重度要介護者又らず、指定療養通所介護(指定地域密着型通所 り常時看護師による観察が必要なものを対象者 はがん末期の者であって、 第四十条の九に規定する療養通所介護計 サービス提供に当た

をいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人 他 の節に定めるところによる。 の日常生活上の世話及び機能訓練を行うも に基づき、 設備及び運営に関する基準については、こ 入浴、 排 がせつ、 食事等の介護その Ď

2 第三九条 指定療養通所介護の事業は、要介護状 持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生 じ自立した日常生活を営むことができるよう生な限りその居宅において、その有する能力に応 において同じ。)等との密接な連携に努めなけれ定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節正十一年法律第七十号) 第八十八条第一項に規 業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法(大医師及び当該利用者の利用している訪問看護事 通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の定療養通所介護事業者」という。」は、指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指 ばならない。 の軽減を図るものでなければならない。 態となった場合においても、その利用者が可能

2

人員に関する基準

(従業者の員数)

第四〇条 指定療養通所介護事業者が当該事業 において「療養通所介護従業者」という。)の員供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節という。)ごとに置くべき指定療養通所介護の提 行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」 利用者の数が一・五に対し、 提供時間帯

> を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当 めに必要と認められる数以上とする。 たる療養通所介護従業者が一以上確保されるた 前 常勤の看護師であって専ら指定療養通 常勤の看護師であって専ら指定療養通所項の療養通所介護従業者のうち一人以 介 上

> > (以下「指定認知症対

応

要介護状態と

の

2

、設備及び備品等) 第三款 設備に関する基準

第四〇条の四 指定療養通所介護事業所は、指 に必要な設備及び備品等を備えなければならなして必要な設備並びに指定療養通所介護の提供 を有するほか、消火設備その他の非常災害に際 療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部 屋定

方メートルに利用定員を乗じた面積以上とす 前項に掲げる専用の部屋の面積は、 六·四 平

3

合に限る。)には、当該サービスの内容を当該夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場 護の提供に支障がない場合は、この限りでな ない。ただし、利用者に対する指定療養通所介 所介護の事業の用に供するものでなければなら 護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出 サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介 者が第一項に掲げる設備を利用し、 るものとする 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定療養 、夜間及び深通所介護事業

第三章 第 節 認知症対応型通所介護 基本方針

第四 条 指定地域密着型サービスに該当する認

の職務に従事する者でなければならない。 その居宅において、その有する能力に応じ自立状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限り を図るものでなければならない。 に利用者の家族の身体的及び精神的負担の 社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並 世話及び機能訓練を行うことにより、 の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上 した日常生活を営むことができるよう生活機能 者(その者の認知症の原因となる疾患が急性 なった場合においても、その認知症である利用 知 |所介護」という。)の事業は、 症対応型通 所介護

利用者の

軽減

び 0

第二節 人員及び設備に関する基準 介護及び併設型指定認知症対単独型指定認知症対応型通所 応型通所介護

(従業者の員数

第四二条 二十条の五に規定する特別養護老人ホームを 型、併設型指定認知症対応型通所介護事業者 いて行われ 養護老人ホーム等に併設されている事業所にお 者及び併設型指定認知症対応型通所介護 応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う ていない事業所において行われる指定認知症対 をいう。以下この項において同じ。)に併設され 施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設 養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健 う。以下同じ。)、同法第二十条の四に規定する 人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第 別養護老人ホーム等 以下同 単独型指定認知症対応型通所介護 じ。)の事業を行う者 る指定認知症対応型通所介護を (特別養護老人ホーム(老認知症対応型通所介護(特 (以 下 U

いう。)ごとに置くべき従業者の員数は、次の一・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」 いう。)が当該事業を行う事業所 (以 下 単 独

症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単いて「看護職員」という。)又は介護職員 単二 看護師若しくは准看護師(以下この章にお二 看護師若しくは准看護師(以下この章にお 対応型通所介護を提供している時間帯に生活供日ごとに、当該単独型・併設型指定認知症知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の提応型通所介護事業所において行われる指定認 間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら指定認知症対応型通所介護を提供している時は介護職員が一以上及び当該単独型・併設型 確保されるために必要と認められる数いる時間帯の時間数で除して得た数が一以上 併設型指定認知症対応型通所介護を提供して 勤務している時間数の合計数を当該単独型・ 対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が 相談員 応型通所介護(単独型·併設型指定認知症対生活相談員 単独型·併設型指定認知症対 時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認 護の提供に当たる者に限る。)が勤務している 当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介 認められる数 して得た数が一以上確保されるために必 症対応型通所介護を提供している時間 (専ら当該単独型・併設型指定認知症

> ならない。 介護の単位ごとに、 指定認知症対応型通所介護に従事させなけ 恒員を、 単独型·併設型指定認知症対応型通 常時一人以上当該単独型・

ない場合は、他の単独型・併設型指定認知症対護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障が。 第一項第二号の規定にかかわらず、同項の看 して従事することができるものとする。 応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員と

5

3

者をいう。以下同じ。の指定を併せて受け、か併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業 密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及護予防認知症対応型通所介護事業者(指定地域 対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介複数の利用者(当該単独型・併設型指定認知症応型通所介護であってその提供が同時に一又は う。 併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を 準」という。)第五条第一項に規定する単独型 関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六 に係る介護予防のための効果的な支援の方法に び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス 所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通前各項の単独型・併設型指定認知症対応型通 該事業所における単独型・併設型指定認知症対 て一体的に運営されている場合にあっては、 応型通所介護(同項第一号に規定する単独型 の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対 つ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護 以下「指定地域密着型介護予防サービス基 以下同じ。)の事業とが同一の事業所におい 当

> を十二人以下とする。 う。第四十四条第二項第一号イにおいて同じ。を受けることができる利用者の数の上限を 独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供 認知症対応型通所介護事業所において同時に単 いい、その利用定員(当該単おいて同じ。)に対して一体的 認知症対応型通所介護の利用 い、その利用定員(当該単独型・ に行われるも 者。以下この 併設型 じ。 のを 条に

職務に従事することができるものとする。 併設型指定認知症対応型通所介護事業所 訓練を行う能力を有する者とし、当該単独 を営むのに必要な機能の減退を防止するため 第一項の生活相談員、看護職員又は介護職 第一項第三号の機能訓練指導員 は、 Ħ 常生活 Ø

6

7 的に運営されている場合については、指定地域通所介護の事業とが同一の事業所において一体業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事 すことをもって、 第六項までに規定する人員に関する基準を満た 密着型介護予防サービス基準第五条第一 型通所介護事業者の指定を併せて受け、 業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応 のうち一人以上は、常勤でなければならない。 しているものとみなすことができる。 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事 前各項に規定する基準を満た かつ、 一項から

共用型指定認知症対応型通所

(従業者の員数

第四五条 護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介**の五条** 指定認知症対応型共同生活介護事業所

2

併設型指定認知症対 員

応型通所介

応型通:

所介護又は単独型

· 併

設型指定介護予防

機能訓練指導

以 Ŀ

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいたのである。以下同じ。の事業とが同一の事業と共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型による。以下同じ。の指定を併せて受け、かつ、共行のである。以下同じ。の事業の事業とが同様に対している。 居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所(以下「共用型指定認知当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所の護事業者」という。)が 対応型通所介護事業者(指定地域密着型介護予型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症通所介護の利用者(当該共用型指定認知症対応型当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型 お 福 防サービス基準第七十条に規定する従業者の員 しくは第百三十一条又は指定地域密着型介護 を合計した数について、 において一体的に運営されている場合にあって 防サービス基準第八条第一項に規定する共用型 これらの事業所又は施設(第四十七条第一項に 1, 3合計した数について、第九十条、第百十条若三通所介護の利用者。次条において同じ。)の数三通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応、当該事業所における共用型指定認知症対応 いて「本体事業所等」という。)の利用者、 祉施設の食堂若しくは共同生活室において、 型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人 て同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密 対応型共同生活介護事業所をいう。 第七十条第一項に規定する指定介護予防 次条にお 入 知

(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針) 第三節 運営に関する基準

2 第五〇条 の目標を設定し、 の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、 を図らなければならない。 用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。 併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共 応型通所介護の質の評価を行い、 指定認知症対応型通所介護事業者 下同じ。)は、自らその提供する指定認知症対 指定認知症対応型通所介護は、利用 計画的に行 われなければなら 常にその . (単独) 改善 そ 者

第一節 基本方針

第六二条 指定地域密着型サービスに該当する小龍大二条 指定地域密着型サービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該人間で、の事業は、要介護者に能型居宅介護」という。の事業は、要介護者に

第二節 人員に関する基準り、利用者がその有する能力に応じその居宅にり、利用者がその有する能力に応じその居宅にり、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるよ

2

(従業者の員数等)

介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この主な介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通能型居宅介護の業者については、常勤換算方法で、通能型居金が深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機が深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機 第六三条 う。以下この章において同じ。)の指定を併せて サービス基準第四十四条第一項に規定する指定 型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防 型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機 当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能 護をいう。以下この章において同じ。)の提供に 護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介 章において同じ。)を指定小規模多機能型居宅介 型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及護の提供に当たる従業者(以下「小規模多機能 う。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介 業者」という。)が当該事業を行う事業所 行う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事 に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介 定 業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を 「指定小規模多機能型居宅介護事業所」と 地域密着型介護予防サービス基準第四 指定小規模多機能型居宅介護の事業を 指定小規模多機能型居宅介護の , (以下 63

型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当ごとに一以上及び訪問サービス(小規模多機能 節において同じ。)の数が三又はその端数を増す 多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次 る場合にあっては、当該事業所における指定小 模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模 同一の事業所において一体的に運営されて をいう。 以下この章において同じ。)の 事

2 る。 数による。 前 ただし、 頃の 利用者の数は、 新規に指定を受ける場合は、 前年度の平均

値とす

4 3 ち一以上の者は、 ち一以上の者は、 ばならない。 第一項の小規模多機能型居宅介護従業者 第一項の小規模多機能型居宅介護従業者のう 常勤でなければならな 看護師又は准看護師でなけ ö

5

業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事 業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅 あっては、当該本体事業所に係る同項に規定す 介護従業者を置かないことができる。 務並びに宿直勤務に当たる小規模多機能型居宅 間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤 ているときは、 ビスを提供するために必要な連絡体制を整備 深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問 じ。)の利用者がいない場合であって、 介護を含む。)をいう。 に支障がない場合に、当該登録者を当該本体 である指定小規模多機能型居宅介護事業 機能型居宅介護 居宅介護事業所に宿泊させて行う指定小規 宿泊サー ・ビス(登録者を指定小規模多機 第一項の規定にかかわらず、 (第七項に規定する本体事業 て利用者に対して訪問サーい場合であって、夜間及び^。 以下この章において同 所 模多 夜 ï 事

指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定小規模多機能

において行う指定小規模多機能型居宅介護を、 小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅 事業所に係る同項に規定するサテライト型指定 模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体(第七項に規定する本体事業所である指定小規 該居宅において行う小規模多機能型居宅介護

模多機能型居宅介護事業所及び第百七十一条第係る他の同項に規定するサテライト型指定小規に規定する本体事業所並びに当該本体事業所に

項に規定するサテライト型指定看護小規模多

6 者を置いているときは、 に定める人員に関する基準を満たす小規模多機次の表の上欄に掲げる場合において、前各項 能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中 に掲げる施設等の職務に従事することが 小規模多機能型居宅介護従業者は、 げる施設等の人員に関する基準を満たす 同表の下欄に掲げる当 同表の中 でき 従業 欄に

> 3 中

事業所、

指定地 所介護事

域

応型訪問介護看護 定期巡回 行う事業所、

随時対

指

定

ある場合

業所又は指定認知 密着型通

対応型通所介護

いずれか 施設等の 敷地内に 欄に掲げ

事業所の 型居宅介護 規模多機 当該指定

同

にわ 間

れる勤務 及び深夜の勤務

おいて同じ。)に当たる者を一以上及び宿 に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以

上と 直

勤

(宿直勤務を除く。)をいう。

勤務を除く。)をいう。第五項(夜間及び深夜の時間帯に行

小規模多機能型居宅介護従業者については、夜 て指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる 者を一以上とし、

う。

以下この章において同じ。

)の

提供に当たる 行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)を 機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において

()

夜間及び深夜の時間帯を通じ

る ずれかが併 施設等のい 欄に掲げる 事業所に中 型居宅介護 規模多機能 当該指定小 設されて 介護老人福祉施 地域密着型介護老 型特定施設、 共同生活介護事業 指定認知 人福祉施設、 指定地域 症対応型 指 密着 定

施設等、 医療院 に限る。) 又は介護 施設、 サービスの事業を 前項中欄に掲げる 診療所であるも 第四号に規定する 号)第七条第二項 養型医療施設(医 設、介護老人保健 法 養病床を有する 法律第二百 (昭和二十三 指定介護療 指定居宅 Ŧi. 師 は准看護 介護職 看護師又

る場合

する事業について三年以上の経験を有する指定サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関 護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の 規模多機能型居宅介護事業者により設置される ライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所 業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者 いて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従 夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所にお 定小規模多機能型居宅介護事業所については、 は、一人以上とすることができる。 録者の処遇が適切に行われると認められるとき イト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登 提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者に をいう。以下同じ。) に置くべき訪問サービスの という。)との密接な連携の下に運営されるもの 行うもの(以下この章において「本体事業所」 定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を 指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指 機能型居宅介護従業者をいう。)により当該サテ(第百七十一条第一項に規定する看護小規模多 いては、本体事業所の職員により当該サテラ 行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かな 録者の処遇が適切に行われると認められると 規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小 小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規 機能型居宅介護事業所であって、 項の規定にかかわらず、サテライト 項の規定にかかわらず、サテライト 問及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務 指定居宅 -型指 型 模 0

> とができる。 掲げる施設等のいずれかが併設されている場合 能型居宅介護事業所に併設する第六項の表の当の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機 合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場門員を置かなければならない。ただし、当該介 の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事するこ 該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に 居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専 者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型 本体事業所の看護師又は准看護師により登録者 定小規模多機能型居宅介護事業所については、 看護師又は准看護師を置かないことができる。 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登 処遇が適切に行われると認められるときは、 第四 !項の規定にかかわらず、 サテライト

10

9

12 11 行われるときは、介護支援専門員に代えて、 る前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了 規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事す 録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に が定める研修を修了している者でなければなら している者 イト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登 本体事業所の介護支援専門員により当該サテラ 定小規模多機能型居宅介護事業所については、 者」という。)を置くことができる。 第十項の規定にかかわらず、サテライト 前項の介護支援専門員は、 (第七十七条において「 別に厚生労働大臣 研 修修 型 小 う

> しているものとみなすことができる。 すことをもって、 十二項までに規定する人員に関する基準を満た 介護予防サービス基準第四十四条第一項から第 営されている場合については、指定地域密着型 護 護 の事業とが同一の事業所において一体的に運 の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介 せて受け、 第三節 設備に関する基準 か <u>ښ</u> 前各項に規定する基準を満た 指定小規模多機能型居宅介

(設備及び備品等)

第六七条 指定小規模多機能型居宅介護事業 指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備その他の非常災害に際して必要な設備その他は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設は、居間、食量、 備及び備品等を備えなければならない。

3

- 4 け 度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が 交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程 者の家族との交流の機会の確保や地域住民と 合は、この限りでない。 小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない 多機能型居宅介護の事業の用に供するものでな 指定小規模多機能型居宅介護事業所 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定小 ればならない。ただし、利用者に対する指定 は 利 規 の用
- 護 営されている場合については、 護 併せて受け、かつ、 護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を 指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定 の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介 の事業とが同一の事業所において一体的に運 指定地域密着

5

確保される地域にあるようにしなければならな

いことができる

13

護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を

指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定

0)

ことをもって、前各項に規定する基準を満たし いるものとみなすことができる。 項までに規定する設備に関する基準を満たす 護予防サービス基準第四十八条第一 項から第

第四節 運営に関する基準

第七二条 その提供する指定小規模多機能型居宅介護の質指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自ら よう、その目標を設定し、 .指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針) の評価を行い、それらの結果を公表し、 者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資する 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、 指定小規模多機能型居宅介護は、利用 計画的に行われなけ 常にそ

改善を図らなければならない。 第五章 第一節 基本方針 認知症対応型共同生活介護

第八九条 とができるようにするものでなければならな 話及び機能訓練を行うことにより、 家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、 を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、 者であって認知症であるものについて、 応型共同生活介護」という。)の事業は、 有する能力に応じ自立した日常生活を営むこ ;せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世 住居(法第八条第二十項に規定する共同生活 症対応型共同生活介護(以下「指定認知症対 指定地域密着型サービスに該当する認 利用者がそ 共同生

人員に関する基準

(従業者の員数

第九〇条 を行う者 指定認知症対応型共同生活介護の事業 以下 「指定認知症対応型共同生活 介

場合において、

当該共同生活住居がすべて同

認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防 法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定認 間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構 所」という。)ごとに置くべき指定認知症対応型(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業護事業者」という。)が当該事業を行う事業所 着型介護予防サービス基準第七十条第一項に規 共同生活介護の提供に当たる従業者 介護の提供に当たる介護従業者を、 常勤換算方 (以下「介

事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受 業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護 定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護 け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事 4 3 2 数による。 ができる。

間帯を通じて一以上の介護従業者に夜間及び深すごとに一以上とするほか、夜間及び深夜の時三条において同じ。)の数が三又はその端数を増 護事業所の有する共同生活住居の数が三である 務(宿直勤務を除く。)をいう。以下この項にお 夜の勤務 共同生活介護の利用者。以下この条及び第九十 あっては、当該事業所における指定認知症対応 事業所において一体的に運営されている場合に 生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の 九条に規定する指定介護予防認知症対応型共同 いて同じ。)を行わせるために必要な数以上とす 型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型 (指定地域密着型介護予防サービス基準第六十 (夜間及び深夜の時間帯に行われる勤 、当該指定認知症対応型共同生活介

> 勤務を行わせるために必要な数以上とすること を通じて二以上の介護従業者に夜間及び深夜の き介護従業者の員数は、 認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべ められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定 じられ、利用者の安全性が確保されていると認 対応型共同生活介護事業者による安全対策が講 能な構造である場合であって、当該指定認知 の状況把握及び速やかな対応を行うことが 階において隣接 し、介護従業者が円滑な利用 夜間及び深夜の時間帯

- る。ただし、 前項の利用者の数は、 新規に指定を受ける場合は、 前年 度 の平均値とす 推定
- 勤でなければならない。 第一項の介護従業者のうち 一以上の者は、
- は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又 護従業者を置いているときは、 関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介 定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に を置いているとき又は第百七十一条に定める指 る基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者 定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関す 介護従業者を置くほか、第六十三条に定める指 る場合において、 小規模多機能型居宅介護事業所が併設されてい 定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護 務に従事することができる。 指定認知症対応型共同生活介護事業所 前三項に定める員数を満たす 当該介護従業者
- 5 定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 保 指

の職務に従事する計画作成担当者としなければ担当させるのに適当と認められるものを専らそ ŧ 業所における他の職務に従事することができる 場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事 ならない。ただし、利用者の処遇に支障がない あ 計 健 って認知症対応型共同生活介護計画の作成を のとする。 医療サービス又は福祉サービスの 画の作成に関し知識及び経験を有する者 利用に係る

が定める研修を修了している者でなければなら 前項の計画作成担当者は、 別に厚生労働大臣

7 第五項の計 とする。 は、介護支援専門員をもって充てなければなら第五項の計画作成担当者のうち一以上の者 ない他の計 は、これを置かないことができるものとする。 合であって、利用者の処遇に支障がないとき 業所の効果的な運営を期待することができる場 とにより当該指定認知症対応型共同生活介護事 介護事業所の介護支援専門員との連携を図るこ 宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅 ない。ただし、併設する指定小規模多機能型居 前項の介護支援専門員は、介護支援専門員で 一画作成担当者の業務を監督するも

9 事 る指定認知症対応型共同生活介護事業者により 祉に関する事業について三年以上の経験を有す 定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福 認知症対応型共同生活介護事業所であって、指 型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定 第七項本文の規定にかかわらず、サテライト 業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事 置される当該指定認知症対応型共同生活介護

3

護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を 施設の支援相談員その他の認知症である者の介 別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健介護支援専門員でない計画作成担当者は、特 おいて「本体事業所」という。)との密接な連携 きるものとする。 有すると認められる者をもって充てることがで 研修を修了している者を置くことができる。 に代えて、第六項の別に厚生労働大臣が定める の下に運営されるものをいう。以下同じ。)につ 護の提供に係る支援を行うもの(以下この章に 護事業所に対して指定認知症対応型共同生活 いては、介護支援専門員である計画作成担当者

第三節 設備に関する基準

活介護の提供を受けることができる利用者の数活住居において同時に指定認知症対応型共同生2 共同生活住居は、その入居定員(当該共同生 第九三条 な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要 以上九人以下とし、居室、居間、食堂、 な設備を設けるものとする。 の上限をいう。第百四条において同じ。)を五人 共同生活介護事業所にあっては、一又は二)と 一以上三以下(サテライト型指定認知症対応型は、共同生活住居を有するものとし、その数はれ、共同生活住居を有するものとし、その数はれ三条 指定認知症対応型共同生活介護事業所 台所、

することができるものとする。 第六章 地域密着型特定施設入居者生活介

著の処遇上必要と認められる場合は、二人と 一の居室の定員は、一人とする。ただし、利

業所であって当該指定認知症対応型共同生活

一節 基本方針

いう。)が指定地域密着型特定施設(同項に規定ける入居者(以下この章において「利用者」と 定地域密着型特定施設入居者生活介護 (以下 「:地域密着型特定施設入居者生活介護 (以下 「: きるようにするものでなければならない。 る能力に応じ自立した日常生活を営むことがで れるものをいう。以下同じ。)においてその有す 域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行わ する地域密着型特定施設であって、当該指定地 地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受 及び療養上の世話を行うことにより、当該指定 等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練 う。以下同じ。)に基づき、入浴、排せつ、 画(法第八条第二十一項に規定する計画を う。)の事業は、地域密着型特定施設サービス計 指定地域密着型サービスに該当する 食事 1,

継続的な事業運営に努めなければならない 居者生活介護事業者」という。)は、 業を行う者(以下「指定地域密着型特定施設入 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の 安定的か

2

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第一一〇条 する。 くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護 施設従業者」という。)の員数は、 の提供に当たる従業者(以下 介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置 指定地域密着型特定施設入居者生活 「地域密着型特 次のとおりと 定

生活相談員 以上

看護師若しくは准看護師 (以下この章にお

計画作成担当者

機能訓練指導員

_ _ 以以 上上

7

イ .て「看護職員」という。)又は介護職員 を増すごとに一以上とすること。 換算方法で、 看護職員及び介護職員の合計数は、常 利用者の数が三又はその 端 数勤

6

- 上とすること 看護職員の数は、 常勤換算方法で、 以
- 保されること。 居者生活介護の提供に当たる介護職員が確 常に一以上の指定地域密着型特定施設入
- 3 る。ただし、新規に指定を受ける場合は、 数による。 第一項第一号の生活相談員のうち一人以 前項の利用者の数は、 常勤の者でなければならない。 前年度の平均値とす 推定 E
- 療院又は病院若しくは診療所であって当該施設 れる当該施設以外の介護老人保健施設、 ればならない。ただし、サテライト型特定施設員のうちそれぞれ一人以上は、常勤の者でなけ の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職 として指定地域密着型特定施設入居者生活介護 (当該施設を設置しようとする者により設置さ 第一項第二号の看護職員及び介護職員は、主 介護医
- を営むのに必要な機能の減退を防止するための 確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され おいて「本体施設」という。)との密接な連携を 訓練を行う能力を有する者とし、 にあっては、 る指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。) に対する支援機能を有するもの(以下この章に 第一項第三号の機能訓練指導員は、 常勤換算方法で一以上とする。 当該地域密着 日常生活

型特定施設における他の職務に従事することが できるものとする。

- 利用者の処遇に支障がない場合は、当該地域密 るのに適当と認められるものとする。ただし、 ができるものとする。 着型特定施設における他の職務に従事すること 密着型特定施設サービス計画の作成を担当させ 職務に従事する介護支援専門員であって、地 第一項第四号の計画作成担当者は、 専らそ 域 Ò
- きは、これを置かないことができる。 定める職員により当該サテライト型特定施設の 者については、次に掲げる本体施設の場合に 生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当 の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の第一項第一号、第三号及び第四号並びに前項 入居者の処遇が適切に行われると認められると は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に

10

る

- 支援専門員 士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法
- 二病院 療施設の場合に限る。) 介護支援専門員 (指定介護療養型 医
- 導員並びに同項第四号の計画作成担当者は、当護職員及び介護職員、同項第三号の機能訓練指 にある他の事業所、施設等の職務に従事するこ 該職務の遂行に支障がない場合は、 三 介護医療院 第一項第一号の生活相談員、同項第二号 介護支援専門員 同 敷地内

8

居宅介護事業所が併設されている場合において 型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能

とができるものとする。

居宅介護事業所の職務に従事することができ 型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型 型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能 従業者を置いているときは、当該指定地域密着 する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関 置いているとき又は第百七十一条に定める指定 基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を 小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する す従業者を置くほか、第六十三条に定める指定 当該指定地域密着型特定施設の員数を満た

密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われ護事業所の介護支援専門員により当該指定地域 できる。 ると認められるときは、 介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介 ついては、併設される指定小規模多機能型居宅 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者に これを置かないことが

者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所

(基本方針 基本方針

の看

第一三〇条 者生活介護」という。の事業を行う地域密着型(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型施 サービス計画 老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護 じ。)に基づき 指定地域密着型サービスに該当する 設サービス計画をいう。 (法第八条第二十二項に規定する 可能な限り、 居宅における生活 以下同

(従業者の員数)

康管理及び療養上の世話を行うことにより、入供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健 を営むことができるようにすることを目指すも 所者がその有する能力に応じ自立した日常生活 のでなければならない の介護、相談及び援助、 復帰を念頭に置 回いて、 社会生活上の便宜 排せつ、

2 生活介護を提供するように努めなければならな 立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に 指定地域密着型介護老人福祉施設は、 入所者

サービス事業者、他の介護保険施設その他の保援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型透事業者、居宅サービス事業者、地域密着型きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支 との密接な連携に努めなければならない。 家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく 医療サービス又は福祉サービスを提供する者

人員に関する基準

第一三一条 指定地域密着型介護老人福祉施 することができる場合であって、入所者の処遇密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待密養士との連携を図ることにより当該指定地域が養士との連携を図ることにより当該指定地域ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理 栄養士を置かないことができる。 に支障がないときは、第四号の栄養士又は管理 置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

指導を行うために必要な数

入所者に対し健康管理及び療養

£

生活相談員

下この章において「看護職員」という。) 介護職員又は看護師若しくは准看護師 増すごとに一以上とすること。 算方法で、入所者の数が三又はその端数を介護職員及び看護職員の総数は、常勤換

機能訓練指導員 栄養士又は管理栄養士 一以上 看護職員の数は、一以上とすること。 一 以 上

数による。 る。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定 六 前項の入所者の数は、前年度の平均値とす 介護支援専門員 以上

2

りでない。 し、入所者の処遇に支障がない場合は、この限の職務に従事する者でなければならない。ただ は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者

3

4 との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別 (サテライト型居住施設である指定地域密着型福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設 祉施設をいう。 の場所で運営される指定地域密着型介護老人福 の(以下この章において「本体施設」という。) であって当該施設に対する支援機能を有するも 保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所 により設置される当該施設以外の指定介護老人 本体施設の医師により当該サテライト型居住施 六十条第一項第三号において同じ。)、介護老人 十七項、第百三十二条第一項第六号並びに第百 介護老人福祉施設を除く。第八項第一号及び第 ト型居住施設(当該施設を設置しようとする者 第一項第一号の規定にかかわらず、サテライ 以下同じ。)の医師については、

议 5 られるときは、これを置かないことができる。 設にあっては、常勤換算方法で一以上とする。 第一項第二号の生活相談員は、常勤の者でな ればならない。ただし、サテライト型居住施 の入所者の健康管理が適切に行われると認め

7 6 テライト型居住施設にあっては、常勤換算方法 は、常勤の者でなければならない。ただし、サ は、常勤の者でなければならない。 第一項第三号の看護職員のうち、一人以 第一項第三号の介護職員のうち、一 人以上

上

で一以上とする。

8

指導員又は介護支援専門員については、次に掲相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練 相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練 定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活 第一項第二号及び第四号から第六号までの規 とができる。 われると認められるときは、これを置かないこテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行 分に応じ、当該各号に定める職員により当該サ げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区

くは管理栄養士、 援専門員 介護老人福祉施設 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着 機能訓練指導員又は介護支 生活相談員、 栄養士若し

三病院 二 介護老人保健施設 門員(指定介護療養型医療施設の場合に限 百以上の病院の場合に限る。又は介護支援専 百 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数) 若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員 しくは管理栄養士、理学療法士、 理学療法士、作業療法士支援相談員、栄養士若

介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又

9 を防止するための訓練を行う能力を有すると認を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退 められる者でなければならない。

は介護支援専門員

- することができる。 地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従 第一項第五号の機能訓練指導員は、 当該 事
- ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当 に従事することができる。 該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務 職務に従事する常勤の者でなければならない。 第一項第六号の介護支援専門員は、 専らその
- 下「指定短期入所生活介護事業所等」という。) する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以 ス等基準」という。)第百二十九条第一項に規定 働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービ な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労 予防サービス等に係る介護予防のための効果的 等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護 入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期
- これを置かないことができる。 康管理が適切に行われると認められるときは、 定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当所生活介護事業所等の医師については、当該指 該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健 が併設される場合においては、当該指定短期入 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定 通 所

条第一項に規定する指定通所介護事業所をい

以下同じ。)、

指定短期

入所生活介護事業所

(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所

予防サービス基準第四十四条第一項に規定する 機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護 模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多

指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規

護事業所(指定居宅サービス等基準第九十三

- 遇が適切に行われると認められるときは、これ機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処 の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員につされる場合においては、当該併設される事業所知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設 の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は 第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認 若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準 指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所 を置かないことができる。 いては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設 指定地域密着型通所介護事業所又は併
- は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入 る指定短期入所生活介護事業所等の入所定員 所定員と同数を上限とする。 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設され

17

- いては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設多機能型居宅介護事業所が併設される場合にお 指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看 模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模 るときは、これを置かないことができる。 設の利用者の処遇が適切に行われると認められ 門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施 の介護支援専門員については、当該併設される 小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規
- る。 定める人員に関する基準を満たす従業者が置か地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に 居宅介護事業所等の職務に従事することができ 福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型 れているときは、当該指定地域密着型介護老人 等に第六十三条若しくは第百七十一条又は指定 ほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 等」という。)が併設される場合においては、 定める人員に関する基準を満たす従業者を置く 指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項
- する。 の規定にかかわらず、一以上 の場合にあって、介護支援専門員の数は、同号 計数を基礎として算出しなければならない。こ び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合 定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及介護支援専門員を置かない場合にあっては、指 あって、当該サテライト型居住施設に医師又は 施設である指定地域密着型介護老人福祉施設で 援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体 又はその端数を増すごとに一を標準とする。)と 第一 項第一号の医師及び同項第六号の介護支 (入所者の数が 百

第三節 設備に関する基準

第一三二条 (設備) 設備の基準は、 指定地域密着型介護老人福祉施 次のとおりとする 設

福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認 だし、入所者への指定地域密着型介護老人 一の居室の定員は、一人とすること。 られる場合は、 二人とすることができ

第四節 運営に関する基準

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介

第一三七条

2 して行われなければならない。 き、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮 者の処遇を妥当適切に行わなければならない。 は、地域密着型施設サービス計画に基づき、入二三七条 指定地域密着型介護老人福祉施設 介護は、地域密着型施設サービス計画に基づ るよう、その者の心身の状況等に応じて、その 所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資す 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活

3 い場合を除き、身体的拘束等を行ってはならな 0 供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等 域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地 明を行わなければならない。 上 とを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇 は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者 活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこ 生命又は身体を保護するため緊急やむを得な 必要な事項について、理解しやすいように説

5 間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急や身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時別ない。 拘束等の適正化を図るため、 むを得ない理由を記録しなければならない。 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的 次に掲げる措置を

講じなければならない

護職員その他の従業者に周知徹底を図るこ 上開催するとともに、その結果について、介 うことができるものとする。)を三月に一回以 する委員会(テレビ電話装置等を活用して行

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備 すること

三 介護職員その他の従業者に対し、 束等の適正化のための研修を定期的に実施す 身体 的 拘

2

所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善の提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入 を図らなければならない。 指定地域密着型介護老人福祉施設は、 自らそ

7

第五節 ユニット型指定地域密着型介護 設備及び運営に関する基準 老人福祉施設の基本方針並びに

この節の趣旨及び基本方針

(設備)

第一五八条 第一節、第三節及び前節の規定にか (この節の趣旨) 及び運営に関する基準については、この節に定施設をいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備 むための場所をいう。以下同じ。)により一体的 当該居室に近接して設けられる共同生活室(当 福祉施設(施設の全部において少数の居室及び かわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人 る支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉 ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対す に構成される場所(以下「ユニット」という。) 該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営 めるところによる。

(基本方針

身体的拘束等の適正化のための対策を検討

第一五九条 活が連続したものとなるよう配慮しながら、各いて、入居前の居宅における生活と入居後の生き、その居宅における生活への復帰を念頭に置き、その居宅における生活への復帰を念頭に置 福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を ければならない。 築き、自律的な日常生活を営むことを支援しな ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を 尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づ ユニット型指定地域密着型介護老人

行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サーは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を け 保険施設その他の保健医療サービス又は福祉 サービスを提供する者との密接な連携に努めな ビス事業者、地域密着型サービス事業者、介護 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施 ればならない。

第二款 設備に関する基準

第一六〇条 福祉施設の設備の基準は、 ユニット 居室 ユニット型指定地域密着型介護老人 次のとおりとする。

ただし、入居者への指定地域密着型介護 ができる。 要と認められる場合は、二人とすること 老人福祉施設入所者生活介護の提供上必 一の居室の定員は、一人とすること。

ものとし、 近接して一体的に設けること。 のユニットの入居定員は、 居室は、 当該ユニットの共同生活室にいずれかのユニットに属する 原則として ただし、

いものとする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介第三款)運営に関する基準

護の取扱方針

第一六二条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者が、その有する能力に たじて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って 自律的な日常生活を営むことができるようにす るため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者のとして行われなければならない。 援するものとして行われなければならない。 援するものとして行われなければならない。 それ定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれ介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれ介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれ介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持つて生活を営むことができるよう配

て行われなければならない。お定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活

慮して行われなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護は、入居者の自立した生活を支援すること を基本として、入居者の自立した生活を支援すること 悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況 等を常に把握しながら、適切に行われなければ ならない。

て、理解しやすいように説明を行わなければなるの家族に対し、サービスの提供方法等についるの家族に対し、サービスの提供方法等についるの企業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設

6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生 は、指定地域密着型介護を保護するため緊急 の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急 やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っ てはならない。

7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設で、緊急やむを得ない理由を記録しなければなびに緊急やむを得ない理由を記録しなければなびに緊急やむを得ない理由を記録しなければながに緊急やむを得ない。

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行する委員会(テレビ電話装置等を活用して行する委員会(テレビ電話装置等を活用して行力。
上開催するとともに、その結果について、介上開催するとともに、その結果について、介

すること。 - 身体的拘束等の適正化のための指針を整備

スこと。 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘一 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設人所者生活介護の質の評価を行い、常福祉施設人所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

9

·基本方針) 第一節 基本方針 第一節 基本方針

第一七〇条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(施行規則第十七条の十二に規度する看護小規模多機能型居下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第五十九条に規定する訪問看護の基本方針及び第六十二条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等) 第二節 人員に関する基準

第一七一条 て行う指定看護小規模多機能型居宅介護 業者が登録者の居宅を訪問し、 訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護従の数が三又はその端数を増すごとに一以上及び う。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者 て行う指定看護小規模多機能型居宅介護をい 定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせ 業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。)を指 するために指定看護小規模多機能型居宅介護事 録者(指定看護小規模多機能型居宅介護を利用 ついては、常勤換算方法で、通いサービス(登 に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者に 間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供 う。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」とい 模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以 事業所」という。)ごとに置くべき指定看護小規 業所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護 居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事 事業を行う者(以下「指定看護小規模多機能型 指定看護小規模多機能型居宅介護 当該居宅にお

を含む。)をいう。

2 前 務に必要な数以上とする。 項の 利用者の数は、 前 年 度 の平 均 値とす

夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対

者を一以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿

除く。)をいう。

及び深夜の時間帯に行われる勤務

(宿直勤

多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介 当 看 所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業 という。)の登録者、第八項に規定する本体事業 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」 宅介護事業所 るサテライト型指定介護予防小規模多機能型居 護予防サービス基準第四十四条第七項に規定す 十三条第七項に規定する本体事業所である指 該本体事業所に係るサテライト型指定小規模 護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては (第六項において「サテライト型 5 3 4

項に規定するサテライト型指定看護小規模多機する本体事業所、当該本体事業所に係る同項に規定規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定業所にあっては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサ宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサ 定するサテライト型指定看護小規模多機能型居 所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規 6

従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介 提供に当たる者を二以上とし、夜間及び深夜の 小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅第六十三条第七項に規定するサテライト型指定 |含む。)をいう。以下この章において同じ。)のおいて行う指定看護小規模多機能型居宅介護 型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る 第六項において同じ。)に当たる 一務を 直 規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身のに係る同項に規定するサテライト型指定看護小型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所定する本体事業所である指定看護小規模多機能 況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規 能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業規定する本体事業所である指定看護小規模多機 指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)を 当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う 状況を勘案し、 小規模多機能型居宅介護(第六十三条第七項 定看護小規模多機能型居宅介護及び第八項に規 該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指 所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅 能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看 宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多 以下同 じ。)の利用者がいない場合であ その処遇に支障がない場合に、

8

Ŧi.

介護医療院

る。 ただし、 規に指定を受ける場合は、 推 定

のうち一以上の者は、常勤の保健師又は看護師第一項の看護小規模多機能型居宅介護従業者 でなければならない。

供に当たる従業者のうち、一 健師、看護師又は准看護師(以下この章におい 職員でなければならない て「看護職員」という。)でなければならない。 のうち、常勤換算方法で二・五以上の者は、保 第一項の通いサービス及び訪問サービスの提 第一項の看護小規模多機能型居宅介護従業者 以上の者は、看護

いる場合において、

前各項に定める人員に関

す

の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されて

7

及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小かわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間かわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間して訪問サービスを提供するために必要な連絡 できる。 規模多機能型居宅介護従業者を置かないことが 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次

ことができる。 は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事する きは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者 員に関する基準を満たす従業者を置いていると 業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人 る基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従

- 指定認知症対応型共同生活介護事 業
- 指定地域密着型特定施設
- \equiv 指定地域密着型介護老人福祉 施設

二項第四号に規定する療養病床を有する診療 所であるものに限る。) 指定介護療養型医療施設 (医療法第七条第

事業者により設置される当該指定看護小規 経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護療又は福祉に関する事業について三年以上 医療又は福祉に関する事業について三年以上のあって、指定居宅サービス事業等その他の保健 る指定看護小規模多機能型居宅介護事業 対し適切な看護サービスを提供できる体制にあ 意見を求められた場合に常時対応し、 又はその家族等から電話等により看護に関する 定看護小規模多機能型居宅介護事業所 第一項の規定にかかわらず、サテライト 験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護 利用者に (利用者 所 で

できる。 ると認められるときは、二人以上とすることが 居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われ より当該サテライト型指定看護小規模多機能型 宅介護従業者については、本体事業所の職員に サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居 にあるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問 者に対し適切な看護サービスを提供できる体制 という。)との密接な連携の下に運営され、利用 行うもの 護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を 機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多 ・規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看 能型居宅介護事業所であって、当該指定看護 (以下この章において「本体事業所」

規模多機能型居宅介護従業者を置かないことがび深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小 小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇宅介護従業者により当該サテライト型指定看護において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居は、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所は、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所 できる。 定看護小規模多機能型居宅介護事業所について 第一項の規定にかかわらず、サテライト **:適切に行われると認められるときは、夜間及** -型指

護支援専門員を置かなければならない 多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介 は、看護職員の員数は常勤換算方法で一以上と 定看護小規模多機能型居宅介護事業所について 第四項の規定にかかわらず、サテライト 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は 録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模 ただ 型指

> 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型 する第七項各号に掲げる施設等の職務に従事す Ļ ることができる。 当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支

が定める研修を修了している者でなければなら 前項の介護支援専門員は、 別に厚生労働大臣

める研修を修了している者(第百七十九条にお 成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定 代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作 成が適切に行われるときは、介護支援専門員に 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所につい第十一項の規定にかかわらず、サテライト型 いて「研修修了者」という。)を置くことができ 事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作 サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護 ては、本体事業所の介護支援専門員により当該

居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同 サービスに該当する複合型サービス(以下「指指定複合型サービス事業者(指定地域密着型 の事業所において一体的に運営されている場合 を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型 いう。以下同じ。)が指定訪問看護事業者の指定 定複合型サービス」という。)の事業を行う者を のとみなされているとき及び第三条の四第十二 イ及び第二号に規定する基準を満たしているも き(同条第四項の規定により同条第一項第一号 に、指定居宅サービス等基準第六十条第一項第 号イに規定する人員に関する基準を満たすと 指定複合型サービス事業者(指定地域密着

> は、 基準を満たしているものとみなされているとき項の規定により同条第一項第四号イに規定する とみなすことができる。 を除く。)は、当該指定複合型サービス事業者 第四項に規定する基準を満たしているも

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第一七五条 指定看護小規模多機能型居宅介護 必要な設備及び備品等を備えなければならな 業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、 の他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に 火設備その他の非常災害に際して必要な設備そ 浴室、 消事

2 前項に掲げる設備の基準は、 次のとおりとす

分に発揮しうる適当な広さを有すること。 居間及び食堂 居間及び食堂は、

イ 一の宿泊室の定員は、一人とする。 は、二人とすることができる。 し、利用者の処遇上必要と認められる場合一の宿泊室の定員は、一人とする。ただ

口

員が一人である宿泊室の床面積について は、六・四平方メートル以上とすることが 所が病院又は診療所である場合であって定 し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業 メートル以上としなければならない。 一の宿泊室の床面積は、七・四三平 ただ 方

ハ イ及び口を満たす宿泊室 おいて「個室」という。)以外の宿泊室を設イ及び口を満たす宿泊室(以下この号に ける場合は、 した面積は、 個室以外の宿泊室の面積を合 おおむね七・四三平方メー

がない場合は、この限りでない。指定看護小規模多機能型居宅介護

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

は

3

規模多機能型居宅介護の事業の用に供するもの第一項に掲げる設備は、専ら当該指定看護小

を兼用することができる。

該診療所が有する病床については、宿泊室サービスの提供に支障がない場合には、当護小規模多機能型居宅介護の利用者への

が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

ことができる。

は、ハの個室以外の宿泊室の面積に含める

でなければならない。ただし、利用者に対する

定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障

バシー 定員数を減じた数を乗じて得た面積以上と するものとし、その構造は利用者のプライ が確保されたものでなければならな

二 プライバシーが確保された居間について トルに宿泊サービスの利用定員から個室の

> Ļ 介護の質の評価を行い、 常にその改善を図らなければならない。

自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は それらの結果を公表

2

第一七六条 に資するよう、その目標を設定し、計画的に行は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止 (指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方 に資するよう、その目標を設定し、 運営に関する基準

われなければならない

らない。

第四節

会が確保される地域にあるようにしなければな同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機 との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と 利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民